

消 防 予 第 3 1 号  
平成21年1月23日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

個室ビデオ店等に係る防火安全対策における旅館業行政との連携について

旅館、ホテル等の宿泊施設の防火安全の推進に係る関係行政機関との協力については、「旅館、ホテルに係る防火安全について」（昭和56年1月24日付け消防予第21号）で示された「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」等に基づき実施をお願いしてきたところです。

去る平成20年10月1日に発生した大阪市個室ビデオ店火災を受け、個室ビデオ店等に係る防火対策については、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」（平成20年10月1日付け消防予第255号）、「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成20年10月7日付け消防予第257号）によりその徹底等をお願いしているところですが、このたび、厚生労働省健康局生活衛生課長より各都道府県衛生主管部長等あて「いわゆる個室ビデオ店等に対する旅館業法の適用に関する指導の徹底等について」が別添のとおり通知されました。

これを踏まえ、消防機関の行う立入検査等を通じて、宿泊サービスが提供されている個室ビデオ店等（消防法施行令別表第一（二）項ニに掲げる用途に供されているもの）や、旅館業法の許可を受けていないが宿泊サービスを提供しているため消防法施行令別表第一（五）項イとして取り扱うべき施設であるものを把握した場合においても、当該施設等の存する地域を所轄する保健所と連携して指導を行う等、地域の実情に応じて旅館業行政機関との連携を推進されるようお願いいたします。

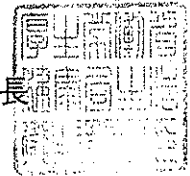
各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

健衛発第1222001号  
平成20年12月22日

各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



### いわゆる個室ビデオ店等に対する旅館業法の適用に関する 指導の徹底等について

10月1日未明に発生した大阪府大阪市のいわゆる個室ビデオ店の火災において死者16名、負傷者9名の犠牲が出たことは誠に遺憾である。

いわゆる個室ビデオ店については、利用者が時間単位で料金を支払い、個室においてビデオ等を鑑賞すること等を営業としているものであるが、大阪市が実施した調査において、個室にベットが設置されていたほか、倒すことによりフラットになる椅子の設置、「泊」、「休憩」又は「仮眠」等の表示、タオルケット又は毛布の貸し出しを行っているなどいわゆる宿泊ができる施設であると利用者が誤解を招くおそれがある店舗が認められたところである（別添）。

については、いわゆる個室ビデオ店その他利用者がいわゆる宿泊ができる施設として認識している店舗について、関係機関との連携の上、速やかにその営業形態を把握し、旅館業法を適用する必要があると判断された場合は、その施設の衛生措置を適正に講じ国民の公衆衛生の確保を図る必要があることから、旅館業法第2条に規定する宿泊させることを中止するよう指導し、又は同条に規定する宿泊させる営業を続ける意思を有する場合は旅館業法第3条第1項の規定に基づく営業の許可申請を行うよう指導されたい。

なお、旅館業法第2条に規定する「宿泊」に該当しない店舗であっても、旅館業法の趣旨等を説明の上、利用者が旅館業法に基づき衛生水準が確保された宿泊施設であると誤解を招くような表示等を行わないよう、営業者に対して要請し理解を求められたい。

各都道府県等におかれては、これら店舗の把握及び指導等の状況について、別添を参考のうえ、今年度末までに当職あて報告されたい。

また、旅館業に対する防火安全対策の徹底については、昭和56年1月30日付衛指第14号及び平成15年10月2日付健衛発第1002003号当職通知によりその徹底をお願いしているところであるが、より一層の防火安全対策を図る観点から、旅館業者に対して消防法令等を遵守し十分な措置を講じるよう指導を徹底するとともに、各都道府県等においては関係機関との十分な連携を図るなど、適切な対応を講じられたい。

(別添)

個室ビデオ店立入状況 (大阪市調査)

(平成20年10月下旬～11月中旬)

対象施設数 *1	72施設
立入施設数	72施設
旅館業法に抵触する施設 *2	4施設 (抵触する行為の中止などを指導)
宿泊と紛らわしい行為が認められた施設 *3	26施設 (施設内に宿泊施設でない旨を表示するなどを要請)
特に問題なし	30施設
閉店	12施設

※1 消防局からの情報による施設の他、調査中に新たに見つかった施設の合計

※2 旅館業法に抵触する施設とは、ベットを設置していた施設

※3 宿泊と紛らわしい行為

- ① 倒すことによりフラットになる椅子を設置
- ② 泊、休憩、仮眠、モーニングコール、豪華ホテル並み等の表示
- ③ タオルケット、毛布の貸し出し